

◆その3

納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しましょう。

自動車の継続検査(車検)を受ける際には納税証明書が必要です。自動車税を納めたときに交付される領収証書に納税証明書が付いています。またリサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と一緒に大切に保管するようにしてください。

※登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

〈自動車の登録について〉

☎ 東北運輸局福島運輸支局
福島市吉倉字吉田54

☎ 050-5540-2015
問 いわき自動車検査登録事務所(いわき市内郷綴町舟場1番135)

☎ 050-5540-2016
〈自動車税について〉

問 福島県中地方振興局
税務課第二課(郡山市

麓山1丁目1番1号)

☎ 024-935-1261

自動車の登録・検査の手続きはお早めに

自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、窓口や車検場が大変混雑します。

名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませていただくようお願いいたします。

☎ 東北運輸局福島運輸支局
050-5540-2015

(登録関係)
☎ 024-546-0342
(検査関係)



軽自動車税の税額が変わります

地方税法の一部改正により、平成27年度から一部の軽自動車税の税額が引き上げられます。

◆三輪以上の軽自動車

車種区分		平成27年3月31日までに登録された車両(現行税額)	平成27年4月1日に登録された車両(平成27年度から新税額)※	平成27年4月2日以降に登録された車両(平成28年度から新税額)※
三輪車		3,100円	3,900円	3,900円
四輪車	乗用	家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

※平成27年4月1日以降に新車で登録をした車両から新税額が適用されます。

現在登録されている車両や中古車で登録したものは現行税額になります。

なお平成27年4月1日に新車で登録をした車両に限り、平成27年度から新税額で課税されます。(軽自動車税の基準日は4月1日のため、4月2日以降に新車で登録した車両は、平成28年度から新税額で課税されます。)

※原動機付自転車、軽二輪車、小型二輪車、小型特殊自動車などについては、平成28年度から税額改正となる予定です。

☎ 税務課 72-6932